

▼外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

外務公務員の給与との均衡を図るため、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員に係る給与の支給割合を改める。

〔区から支給される給与の割合〕

現行 100分の70を超え

100分の100以内

改正後 100分の100以内

施行期日 平成23年4月1日

▼職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

超勤代休時間制度の新設に伴い、職員が、超勤代休時間として指定された勤務時間内において、給与を受けながら職員団体のための業務を行うこと等を認める。

施行期日 平成23年4月1日

▼職員の給与に関する条例

超勤代休時間制度の新設に伴い、職員が、超勤代休時間として指定され、勤務しなかつた時間における超過勤務手当の取扱いを定めるほか、期末手当および勤労手当の支給月数に係る各期別の割合を改める。

〔期末手当および勤労手当の支給月数に係る各期別の割合〕

再任用職員以外の職員の場

合

6月期 1・90月

↓1・825月

12月期 1・95月

↓1・875月

3月期 0・10月

↓0・25月

施行期日 平成23年4月1日

▼職員の退職手当に関する条例

例

幼稚園教育職員の給与と制度の見直しに伴い、退職手当が減額となる副園長について、2年間の経過措置を定める。

施行期日 平成23年4月1日

▼区立文化センター条例

荏原文化センターの大ホールおよび五反田文化センターの音楽ホールについて、有料の講演会を開催する等の一定の営利行為を認める。

施行期日 平成23年4月1日

▼社会福祉基金条例

社会福祉基金を設置する。

(1) 基金の名称 高齢者用善意社会福祉基金

基金の額 14億4千万円

(2) 基金の名称 高田石多子障害者用社会福祉基金

基金の額 8千100万4千473円

施行期日 公布の日

▼区立心身障害者福祉会館条例

心身障害者福祉会館において、生活介護のサービスを新たに実施する。

施行期日 平成23年4月1日

▼国民健康保険条例

基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額および介護納付金賦課額の所得割額の算定方式を見直すとともに、これらの保険料率を定めるほか、児童福祉法の改正に伴う規定整備を行う。

〔平成23年度の保険料率等〕

基礎賦課額

所得割 100分の6・13

均等割 3万1千200円

賦課限度額 51万円

後期高齢者支援金等賦課額

所得割 100分の1・96

均等割 8千700円

賦課限度額 14万円

介護納付金賦課額

所得割 100分の1・40

均等割 1万3千200円

賦課限度額 12万円

施行期日 平成23年4月1日

〔児童福祉法の改正に伴う改正規定は平成24年4月1日、保険料の賦課限度額に係る改正規定は規則で定める日〕

▼区立公園条例

鮫洲運動公園軟式子ども野球場に係る使用料を定める。

施行期日 平成23年4月1日

▼区営住宅条例

区営住宅から暴力団員を排除する。

施行期日 平成23年4月1日

▼区立区民住宅条例

区民住宅から暴力団員を排除する。

施行期日 平成23年4月1日

▼幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

幼稚園教育職員の職の構成を見直す。

施行期日 平成23年4月1日

▼幼稚園教育職員の給与に関する条例

幼稚園教育職員の給与と制度を見直すほか、期末手当および勤労手当に係る支給月数の各期別の割合を改める。

〔期末手当および勤労手当の支給月数に係る各期別の割合〕

再任用職員以外の職員の場

合

6月期 1・90月

↓1・825月

12月期 1・95月

↓1・875月

3月期 0・10月

↓0・25月

施行期日 平成23年4月1日

▼学校教育職員の給与に関する条例

学校教育職員の期末手当お

よび勤労手当に係る支給月数の各期別の割合を改めるほか、義務教育等教員特別手当の支給額を引き下げる。

〔期末手当および勤労手当の支給月数に係る各期別の割合〕

6月期 1・90月

↓1・825月

12月期 1・95月

↓0・875月

3月期 0・10月

↓0・25月

施行期日 平成23年4月1日

予算

▼平成22年度一般会計補正予算

(1) 歳入歳出予算補正額

15億513万7千円減額

(補正後の歳入歳出予算額

1千394億9千200万9千円)

(2) 繰越明許費 6件

(3) 債務負担行為補正件数

追加 29件

廃止 1件

変更 2件

▼平成22年度国民健康保険事業会計補正予算

(1) 歳入歳出予算補正額

8千362万3千円減額

(補正後の歳入歳出予算額

359億7千713万5千円)

▼平成22年度老人保健医療特別会計補正予算

(1) 歳入歳出予算補正額

1千591万6千円追加

(補正後の歳入歳出予算額

3千891万7千円)

▼平成22年度後期高齢者医療特別会計補正予算

(1) 歳入歳出予算補正額

366億4千689万円

▼平成23年度後期高齢者医療特別会計予算

(1) 歳入歳出予算額

65億9千674千円

▼平成23年度介護保険特別会計予算

(1) 歳入歳出予算額

(1) 歳入歳出予算補正額 2億5千964万9千円減額 (補正後の歳入歳出予算額 60億9千988万2千円) ▼平成22年度介護保険特別会計補正予算 (1) 歳入歳出予算補正額 1億3千472万2千円追加 (補正後の歳入歳出予算額 178億6千293万2千円) ▼平成23年度一般会計予算 (1) 歳入歳出予算額 1千378億8千516万1千円 (2) 債務負担行為 24件 (3) 一時借入金 最高額 50億円 ▼平成23年度国民健康保険事業会計予算 (1) 歳入歳出予算額 366億4千689万円 ▼平成23年度後期高齢者医療特別会計予算 (1) 歳入歳出予算額 65億9千674千円 ▼平成23年度介護保険特別会計予算 (1) 歳入歳出予算額 183億5千679万2千円

副区長の選任同意

地方自治法第162条の規定に基づき、次の者を副区長に選任することに同意した。 藤沼 恵美子 氏

議員提案

条例(新規)

▼高齢者医療入院時負担軽減支援金の支給に関する条例 ※この議案は、賛成少数で否決されました。

議員研修会を開催しました



谷川 三郎 氏

品川区議会では、議会の調査・研究活動の充実を図るため、有識者を招き、議員研修会を実施しています。 第13回目となる今回は、平成23年2月8日午後3時から、品川区総合庁舎会議棟6階第1委員会室で開催しました。 講師として、阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター 語り部の谷川三郎氏をお招きし、「震災対策について」阪神・淡路大震災の体験を通して」と題して、講演をいただきました。 当日は、区議会議員と、区長および幹部職員合計72名が受講し、熱心に耳を傾けました。 また、講演終了後には、活発な質疑が行われました。